

横浜市子ども青少年局特定教育・保育施設等確認監査実施要綱

制 定 平成28年6月6日 こ監 第 46 号 (子ども青少年局長決裁)

最近改正 令和元年6月28日 こ監 第 73 号 (子ども青少年局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等の規定に基づき実施する確認制度に基づく指導監査（以下「確認監査」という。）について、必要な事項を定める。

(確認監査の対象)

第2条 この要綱による確認監査の対象は、子ども・子育て支援法に定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「施設等」という。）とする。

(確認監査の方針等)

第3条 確認監査は、子ども・子育て支援法に基づく確認並びに同法に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給等に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、法令等に基づく適正な事業実施を確保することを目的として実施する。

2 確認監査は、国から発出される通知、本市の指導監査実施方針及びこれまでの指導監査結果等を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。

3 横浜市子ども青少年局所管社会福祉法人等指導監査実施要綱（平成19年6月4日こ企第188号。）及び横浜市子ども青少年局所管家庭的保育事業等指導監査実施要綱（平成30年6月15日こ監第66号。）（以下これらを「指導監査実施要綱」という。）に定める指導監査を適切に実施するため、子ども青少年局長が定める以下の事項については、確認監査に関する事項を含めて定めるものとする。

- (1) 当該年度の重点事項等を含む指導監査実施方針
- (2) 前号の指導監査実施方針等を踏まえた年間指導監査実施計画

(確認監査の種類)

第4条 確認監査は、指導及び監査で構成し、指導は集団指導及び個別指導により実施する。

2 指導の種類は、確認基準、施設型給付費確認基準及び地域型保育給付費確認基準とする。

3 確認基準は特定教育・保育等の提供並びに施設又は事業の運営に関する基準に関する事項及び制度改正の内容や過去の指導事例等とし、施設型給付費確認基準及び地域型保育給付費確認基準（以下これらを「給付費確認基準」という。）は、施設型給付費及び地域型保育給付費（以下これらを「給付費」という。）の請求等に関する事項とする。

(確認監査の体制)

第5条 確認監査は、指導及び監査を担当する複数の職員により実施する。指導の形態等に応じて監査班を編成するとともに、必要に応じて他の関係部署等と共同して実施する。

(集団指導)

第6条 集団指導は、原則として年1回、法人の代表者、施設等の設置者、施設長等（以下「施設等の設置者」という。）を一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。

- 2 集団指導を行う場合は、日時、場所及び予定される指導内容等について文書により施設等の設置者に通知する。なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、次回の集団指導への参加を指導するものとする。

(個別指導)

第7条 個別指導は、一般個別指導及び特別個別指導とする。

- 2 一般個別指導は、全ての施設等を対象に定期的かつ計画的に実施する。
- 3 確認基準に関する一般個別指導は、本市が認可権限又は認定権限を有する施設等においては、原則として指導監査実施要綱に定める一般指導監査と同時に実施する。
- 4 前項の規定にかかわらず、幼稚園型認定こども園の確認基準に関する一般個別指導については、施設の認可を行う者（以下「認可権者」という。）の指導監査の実施周期との連携を考慮するものとし、原則として4年に1回実地において実施する。実地において実施しない年にあつては、必要な報告を求めるものとする。
- 5 第3項の規定にかかわらず、施設型給付費の給付を受ける幼稚園の確認基準に関する一般個別指導は、認可権者の指導監査を補完しつつ、実施周期の連携を考慮するものとし、原則として4年に1回、書面による検査を実施する。その際、特に実地においての確認または指導が必要と認められる事項がある場合には、実地において実施する。
- 6 第3項の規定にかかわらず、横浜市立保育所（公設民営園を含む。）の確認基準に関する一般個別指導は、原則として4年に1回、書面による検査を実施する。その際、特に実地においての確認または指導が必要と認められる事項がある場合には、実地において実施する。
- 7 確認基準に関する一般個別指導を行う場合は、事前に根拠規定、目的、確認監査の担当者及び準備すべき書類等を施設等の設置者に文書で通知する。
また、指導を効率的に実施するため、施設等の設置者に対して事前に資料の提出を求めることができる。
なお、実地において確認基準に関する一般個別指導を行った場合、実施場所等において、結果について施設等の設置者に対して講評を行う。
- 8 給付費確認基準に関する一般個別指導は、給付費の請求及び支払に関する審査等と同時に実

施する。

- 9 一般個別指導は、概ね別表第1に掲げる項目について実施する。
- 10 特別個別指導は、緊急に指導を要する事項が発生した場合又は発生の恐れがある場合など、特に実地による指導が必要と認められる場合に実施する。
- 11 特別個別指導は、緊急に実施する必要がある場合、第7項に定める事前の通知は省略することのできるものとする。

(監査)

第8条 監査は、原則として以下の条件に該当する場合に、認可権者、その他関係機関等（以下「認可権者等」という。）と連携し、実施するものとする。

- (1) 通報、苦情及び相談等に基づく情報が得られた場合（具体的な違反疑義等が把握できた場合、又は違反が疑われる蓋然性がある場合）及び給付費の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報が得られた場合で、特に必要があると認められる場合
- (2) 実地指導において著しい運営基準違反が確認され、当該施設等を利用する小学校就学前子ども（以下「利用児童」という。）の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合及び給付費等の請求に不正又は著しい不当が見られる場合

(確認監査の基準)

第9条 確認監査における公平性を担保するため、着眼点、関係法令、指導内容及び指摘区分等を内容とする指導監査基準を別に定める。

(確認監査結果の通知等)

第10条 確認監査の結果（集団指導及び給付費確認基準の一般個別指導における軽微な違反に関する指導を除く。）は、次の各号に掲げる区分にしたがって、施設等の設置者に文書で通知する。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月25日横浜市条例第48号。以下「確認基準条例」という。）等の関係法令に違反する場合（軽微なものを除く）は、当該事項を文書指摘事項とし、改善のための必要な措置（以下、「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導する。

なお、文書指摘事項については、期限を定めて改善報告書の提出を求める。この場合、改善報告書の提出にあたっては、理事会等における改善措置の検討並びに改善状況を確認できる資料又は改善計画書等の提出を求める。

- (2) 違反の程度が軽微である場合又は違反について前号の指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、当該事項を口頭指摘事項とし、自主的な是正又は改善を行うよう口頭により指導する。

なお、施設等の設置者と指導の内容に関する認識を共有するため、口頭指摘事項についても指摘内容を記載した文書を交付するものとするが、改善報告書の提出は不要とする。

(3) 法令または通知等の違反は認められないが、法人等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項を助言事項とし口頭により伝達し、口頭指摘事項と同様に文書を交付するものとする。

2 確認監査の結果については、施設等を利用しようとする者等への情報提供に努めるため、前項第1号に定める改善報告書の概要をこども青少年局のホームページに掲載する。

(改善勧告等)

第11条 確認監査にあつては、施設及び施設等の設置者に確認基準違反等が認められた場合、必要に応じて認可権者等と連携を図りながら、子ども・子育て支援法第39条又は第51条の規定に基づき、期限を定めて施設等の設置者に対して必要な改善を勧告する。

2 前項の改善勧告に基づく改善措置の内容については、前条第2項の規定を準用する。

(情報共有等)

第12条 確認監査結果の通知、行政上の措置及び不正利得の徴収の内容並びに改善報告書の概要については、必要に応じて認可権者等に対して情報提供を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、確認監査の実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年6月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年3月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁日から施行する。

別表第1（第7条第8項） 確認監査（一般個別指導）対象項目

種 別	項 目
確 認 基 準	(1) 利用定員 (2) 内容及び手続の説明及び同意 (3) あっせん、調整及び要請に関する協力 (4) 小学校等との連携 (5) 特定教育・保育の取扱方針、評価等 (6) 運営規程、苦情解決 (7) 地域との連携等 (8) 事故発生の防止及び発生時の対応 (9) 会計の区分 (10) 記録の整備
施設型給付費確認基準	(1) 地域区分、定員区分、認定区分・年齢区分、保育必要量区分
地域型保育給付費確認基準	(2) 基本分単価 (3) 各種加算事項